

緊急事態宣言に伴う定期券の払戻しについて

新型コロナウイルス感染症対策のため、令和3年1月13日（水）に政府により愛知県に緊急事態宣言が発出されました。これに伴う外出自粛により定期券をご使用にならなくなったお客様に対して、以下のとおり特例払戻しを行います。

(1) 特例払戻しの取扱い期間

令和3年1月14日（木）より取扱いを開始し、緊急事態宣言解除の翌日から1年間

(2) 特例払戻しの対象となる定期券

愛知高速交通株式会社に令和3年1月14日（木）までに購入した定期券（地下鉄との連絡定期券を含む。）

※定期券の特例払戻しは、新たな定期券の購入前、または購入と同時に申し出ください。払戻しをする前に、当該定期券に新たな定期券を購入（新規・継続）された場合など、定期券の券面にて対象の定期券と確認できない場合は、特例払戻しの対象外になります。
※愛知高速交通(株)以外で購入した定期券は、購入した事業者の窓口で申し付けください。

(3) 払戻しのお申し出日

対象となる定期券は、窓口へ払戻しをお申し出いただいた日にかかわらず、令和3年1月13日（水）を払戻しのお申し出日とします。ただし、令和3年1月14日（木）以降に、当該の定期券をご使用になった場合は、その最終使用日をお申し出日とします。

※特例払戻しをされるお客様は、対象の定期券をご使用にならないようお願いいたします。

なお、払戻しの際には、ご利用履歴を確認させていただきます。

(4) 払戻し額の計算方法

対象となる定期券は、定期券のご利用開始日から令和3年1月13日（水）までご利用いただいたものとして、弊社規定により払戻し額を計算いたします。（手数料なし）

なお、払戻し額がない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

※払戻しの際は、定期券の記名人本人であることを確認できる公的証明書等（運転免許証、学生証、健康保険証など）をご用意ください。

・manacaのSF（現金）残額のみは払戻しはできません。また、SF（ポイント）は払戻しの対象外です。

・払戻しを行った後で、払戻しを取消すことはできません。

(5) 取扱い駅

藤が丘駅・八草駅

ご注意

・払戻しのために無人駅から藤が丘駅、または八草駅までリニモにご乗車される場合は、対象の定期券を使用しない（改札機にタッチしない）で、券売機近くのインターホンで係員にその旨をお申し付けください。係員が入場・出場の手配をいたします。